

平成 23 年 12 月 15 日

「地方自治法改正案に関する意見（案）」について

全 国 市 長 会

会 長 森 民 夫

今般の地方自治法改正案に係る地方制度調査会での審議においては、専門小委員会に地方六団体の代表も参画し、意見の取りまとめに当たられたことに、敬意を表するものであります。

これまで本会では、地方自治法改正案に対し、「条例の制定・改廃の請求対象」については、社会保障と税の一体改革における地方税財政の抜本改革、充実・強化等が先決であると主張してきたところであり、また、「大規模な公の施設の設置等に係る住民投票制度」については、長や議会の権限との関係、住民投票の対象とする事項、現在自治体で先行している条例と立法化の必要性との関係など検討すべき課題が多いことから、引き続き慎重に検討すべきとの主張をしてきたところであり、今回の「地方自治法改正案に関する意見（案）」は、これらの本会の意見を踏まえたものであると考えます。

つきましては、地方自治法改正案に関する意見の取りまとめについては、原案の内容で取りまとめる限りにおいて、異議のないものであります。

なお、条例の制定・改廃の請求対象や、拘束的住民投票制度の具体化の検討に当たっては、国と地方の協議の場等において地方側と十分協議し、地方の意見を尊重するよう要請いたします。